

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の締結【財政局税務部税制課】

2

◇ 消 防 局

- 消防法の規定による措置命令【消防局八幡西消防署予防課】

3

北九州市公告第 1 3 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 1 2 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
税務システム改修業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市財政局税務部税制課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 9 年 2 月 9 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 1 1 号
- 5 契約金額
4, 0 3 2 万 7, 2 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市消防局公告第3号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第8条第5項及び第17条の4第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月20日

北九州市八幡西消防署長 竹村保美

1 防火対象物の所在地

北九州市八幡西区藤原二丁目1番2号

2 防火対象物の名称

ミヨシストア（物品販売店）

3 命令を受けた者

所有者 三好義憲

4 命令事項

(1) 屋外に存置している可燃物等の物件は、火災の予防に危険であると認めるので、防火管理者をして、平成29年3月10日までに除去すること。

(2) 1階厨房天がい内部に油が堆積しており火災予防上支障があると認めるので、平成29年3月10日までに、防火管理者に、堆積した油を清掃させること。

(3) 2階に通じる出入口が施錠されておらず、常時人が出入りできる状態であることから、火災の予防に危険であると認めるので、平成29年3月10日までに、防火管理者に、施錠等の措置をさせること。

(4) 平成29年3月10日までに、防火管理者に上記防火対象物の消火訓練、通報訓練及び避難訓練を消防計画に基づき実施させること。

なお、実施する際は、あらかじめその旨を北九州市八幡西消防署長に通報すること。

(5) 平成29年4月10日までに、1階厨房北東側に設置されている消火器の設置場所に「消火器」の標識を設置すること。

(6) 平成29年5月10日までに、法で定める技術上の基準に従い、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

(7) 平成29年4月10日までに、法で定める技術上の基準に従い、漏電火災警報器を設置すること。

5 命令年月日

平成29年2月9日